

## テーマ：医師の36協定締結について

労働基準法では、労働時間の上限は1日8時間、1週40時間と定められています。これらの労働時間を超えて労働者に時間外労働を行わせる場合や、週1日の法定休日に休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定を締結して、36協定を労働基準監督署へ届け出る必要があります。これは、医師についても同様であり、2024年4月より、医師の時間外・休日労働の上限規制が開始され、医療機関が届け出る36協定届の様式も新しくなっています。

## 医師の時間外労働の上限規制

## □特定医師

病院等で診療を行う勤務医、診療も行っている産業医は、**医師の上限規制の対象**となります。

## □特定医師以外の医師

血液センター等の勤務医、健診センターの医師、大学病院の裁量労働制適用医師は、**一般労働者の上限規制の対象**となります。

臨時的な特別な事情がある場合でなければ、原則の限度時間を超えることはできません。限度時間を超える場合には、**特別条項付きの36協定**が必要となります。

医療機関に適用される水準		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満/年 <b>960</b> 時間	月100時間未満/年 <b>960</b> 時間
特例水準 ⇒対象者の名簿を作成	連携B水準(※) (医師派遣を行う病院)	月100時間未満/年 <b>960</b> 時間	月100時間未満/年 <b>1,860</b> 時間
	B水準 (救急医療等)	月100時間未満/年 <b>1,860</b> 時間	月100時間未満/年 <b>1,860</b> 時間
	C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の修得研修)	月100時間未満/年 <b>1,860</b> 時間	月100時間未満/年 <b>1,860</b> 時間

※自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができます

## 36協定の届出と水準指定

特定医師に関する36協定の届出には、**様式第9号の4（特別条項なし）**または**第9号の5（特別条項あり）**を用います。締結にあたっては、限度時間（1か月45時間、1年360時間）の範囲内で延長時間を定め、臨時的な特別な事情がある場合には、**特別条項**に特別延長時間を定めます。

**B・連携B・C水準**については、36協定の**対象期間の開始日以前**にその指定を受けている必要があります。

## 医師の36協定締結の留意事項

- 時間外・休日労働は**必要最小限**にとどめてください。
- 使用者は、36協定の範囲内であっても、労働者に対する**安全配慮義務**を負います。労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まります。
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を**細分化**し、業務の範囲を明確にしてください。
- 臨時的な特別な事情がなければ、限度時間を超えることはできません。また、限度時間を超えて労働させる必要がある場合はできる限り具体的に決めてください。この場合も、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるようにしてください。
- 連携B、B、C水準の医師については、**名簿を作成**するなどして、36協定の締結に当たり**該当する医師を特定**しておく必要があります。

出典：厚生労働省「医師の働き方改革セミナー資料」、「医師の時間外労働の上限規制の解説」、「医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド」

## 東京都医療勤務環境改善支援センター

勤改センターでは、医療機関における良好な勤務環境の整備に向けた取組みへの支援を実施しております。お悩みのこと等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

随時相談窓口  
(平日 9:30-17:30)

03-6272-9345



詳細はこちら